

○国立大学法人筑波技術大学部局長会議規程

〔平成17年10月3日〕
規 程 第 4 号

改正 令和7年3月28日規程第12号

国立大学法人筑波技術大学部局長会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第10条の規定に基づき、部局長会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について連絡、調整及び協議する。

- (1) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議事項
- (2) 学内の危機管理に関する事項
- (3) その他法人の経営、大学の教育研究及び管理運営に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事及び副学長
- (3) 産業技術学部長、保健科学部長及び共生社会創成学部長
- (4) 障害者高等教育研究支援センター長
- (5) 事務局長

(議長)

第4条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した理事又は副学長が職務を代行する。

(構成員以外の出席)

第5条 学長は、必要と認めるときは、関係の職員に会議への出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 会議に関する事務は、大学戦略課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学部局長会議規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。